# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2025年10月24日提出

【計算期間】 第3期(自 2025年1月28日 至 2025年7月25日)

【ファンド名】 明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)

【発行者名】 明治安田アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 友行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【事務連絡者氏名】 堂島 孝太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【電話番号】 03-6700-4111

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

### 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

# 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)(以下、「当ファンド」ということがあります。)は、国内籍私募投資信託証券「アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)(以下、「組入投資信託証券」ということがあります。)」および、明治安田マネープール・マザーファンド(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

# 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	
		株式	
単位型	国 内	債 券	
	海外	不動産投信	
追加型	内外	その他資産()	
		資産複合	

# <商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

# 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

# 海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉 とする旨の記載があるものをいいます。

# 債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする 旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		( )		
<b>大型株</b>	年2回			
中小型株		日本		
/± ¥4	年4回	HESIZ	ファミリー	あり
債券	午6回	北米	ファンド	( )
一般 公債	年6回 (隔月)	   区欠州		
社債	(照力)	<u> </u> <u> </u> <u> </u>   <u> </u>		
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )	<b>,</b> , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	オセアニア	ファンド・オブ・	なし
	日々		ファンズ	
不動産投信		中南米		
	その他			
その他資産	( )	アフリカ		
(投資信託証券(債券 公債))		   中,に幸		
		中近東  (中東)		
  資産複合		( T本		
		エマージング		
) 資産配分固定型				
資産配分変更型				

# <属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

# その他資産(投資信託証券(債券 公債))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものをいいます。)を通じて、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

## 年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

# 北米

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

### ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

### 為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替の ヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

信託金の限度額:上限 3,000億円

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# ファンドの特色

### 特色

組入投資信託証券を通じて、主として米国の州・地方政府や公共機関が公共施設の管理や運営等を目的に発行する債券(以下、「レベニュー債」といいます。)に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ・当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
- ・組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は以下の通りです。

ファンドの名称	主要投資対象
アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド (為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	米国レベニュー債
明治安田マネープール・マザーファンド	わが国の公社債等

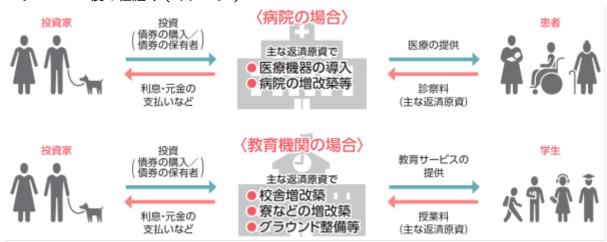
上記投資信託証券をそれぞれ「組入投資信託証券」、「マザーファンド」ということがあります。

組入投資信託証券については、後述「 ご参考《組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要》」をご参照ください。

# ・レベニュー債とは

米国の地方債の一種で、ライフライン、道路、橋、学校、病院など、地域社会を改善する公共の目的やインフラを支えるために発行される債券で、それら特定の事業やプロジェクトから得られる利用料・収入を債券の返済原資とする債券です。

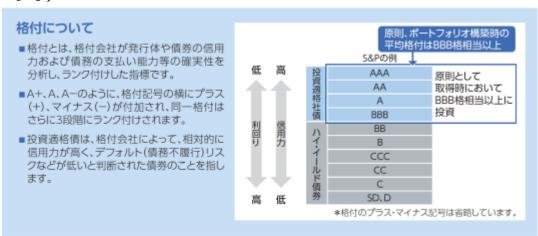
## ・レベニュー債の仕組み (イメージ)



上記はイメージ図であり、実際とは異なるケースがあります。

### 特色

実質組入債券は、取得時において B B B 格相当以上の格付を取得している債券を投資対象とします。 (ご参考)



# 特色

投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、発行体の財務分析、バリュエーション分析等を行い、 信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオを構築します。

### 特色

組入投資信託証券の運用は、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社が行います。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象であるアンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズに委託します。

# ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社について

- ・ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社は、ノーザン・トラスト・コーポレーションの資産運用部門の日本拠点です。
- ・ノーザン・トラスト・コーポレーションは1889年に米国シカゴに設立した銀行であり、その資産運用部門は世界有数の運用会社である一方、外部の優れた運用会社を選定する「マルチマネジャー・ソリューションズ」に強みを持っています。

# マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズについて

- マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズは、オーストラリアのマッコーリー・グループの資産運用部門であるマッコーリー・アセット・マネジメントを形成する1社です。
- ・マッコーリー・アセット・マネジメントは、未上場のインフラストラクチャーの分野に強みを持つと共に、米国をはじめ世界各地に運用拠点を有するグローバルな資産運用会社として、債券、株式、オルタナティブ投資など様々な運用サービスを提供しています。

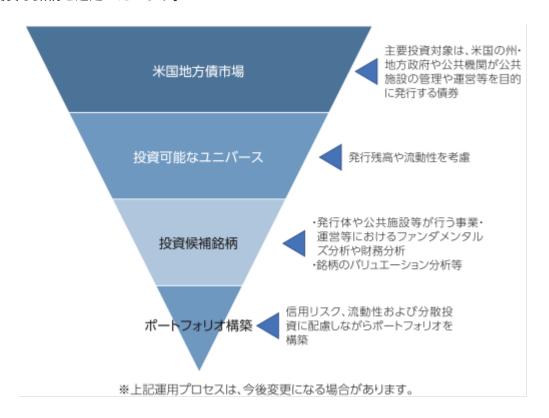
### 特色

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

# 運用プロセス

<組入投資信託証券の運用プロセス>

組入投資信託証券の主要投資対象であるマザーファンドを通じて、組入投資信託証券の実質的な運用を行うマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズが培ってきたリサーチ力に基づき、優良な銘柄を選定いたします。



資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

# (2)【ファンドの沿革】

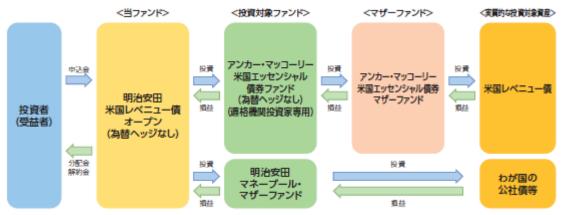
2023年9月29日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

# (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券に直接投資するのではなく、株式や債券に投資する複数の投資信託証券(投資対象ファンド)に投資を行う仕組みです。



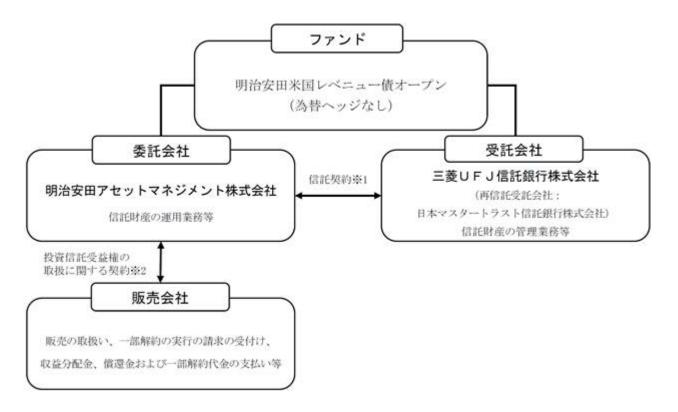
損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

# 委託会社等およびファンドの関係法人

- 1. 委託会社(委託者) : 明治安田アセットマネジメント株式会社 信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。
- 2.受託会社(受託者) : 三菱UF J信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理業務等を行います。(受託会社は信託事務の一部につき日本マスタートラスト 信託銀行株式会社に委託することがあります。)

# 3. 販売会社

ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、償還金等 の支払い、運用報告書の交付等を行います。



# 1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約(信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会 社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定し ています。

#### 2 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱に関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

# 委託会社等の概況

1. 資本金の額(本書提出日現在) 10億円

2. 委託会社の沿革

1986年11月: コスモ投信株式会社設立

1998年10月: ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コス

モ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月: 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月: 明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社と合併、商号を「明治ドレ

スナー・アセットマネジメント株式会社」に変更

2009年4月: 商号を「MDAMアセットマネジメント株式会社」に変更

2010年10月: 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネジメント

株式会社」に変更

# 3. 大株主の状況(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号		18,887株	100.00%

### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

## 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### 投資対象

国内籍私募投資信託証券「アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)」(以下、「組入投資信託証券」ということがあります。)および国内籍の親投資信託「明治安田マネープール・マザーファンド」(以下「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- 1.組入投資信託証券を通じて、主として米国の州・地方政府や公共機関が公共施設の管理や運営等を目的に発行する債券(以下、「レベニュー債」ということがあります。)に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- 2. 実質組入債券は、取得時においてBBB格相当以上の格付けを取得している債券を投資対象とします。
- 3.投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、発行体の財務分析、バリュエーション分析等を行い、 信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオを構築します。
- 4.組入投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- 5. 組入投資信託証券の運用は、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社が行います。

なお、ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社は、当該組入投資信託証券の主要投資対象であるアンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券マザーファンドについて、その運用の指図に関する権限の一部をマッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズに委託します。

- 6. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 7. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### 投資制限

- 1.株式への直接投資は行いません。
- 2. 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 3.投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4. デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 5.組入投資信託証券を通じて行うデリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。) および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的なら びに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- 6.同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が、一般社団法人 投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合(当該投資信託の投資制限に 同等以上の制限がある場合を含む)に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の 純資産総額の10%以内とします。

## (2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口.約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
  - 八.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ.為替手形

委託会社は、信託金を、主として、国内籍私募投資信託証券「アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)」および明治安田アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田マネープール・マザーファンドの受益証券(その受益権を他の投資信託の受益者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
- 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの 指図ができます。 ご参考《組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要》

本書提出日現在、投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。

組入投資信託証券(投資対象ファンド)については、内容に変更が生じることがあります。

ファンド名	アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)
形 態	国内籍私募投資信託
設 立 日	2023年10月2日
信託期間	無期限
基本方針および 主要投資対象	アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資態度	<ul><li>1.主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長をめざして運用を行うことを基本とします。</li><li>2.マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。</li><li>3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</li><li>4.資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li><li>5. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。</li></ul>
主な投資制限	<ul> <li>1.マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。</li> <li>2.債券等への直接投資は、原則として行いません。</li> <li>3.マザーファンドを通じて行う一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行います。</li> <li>4.マザーファンドを通じて行う投資信託証券(上場投資信託は除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>5.デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</li> </ul>
決 算 日	年2回 毎年1月、7月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	委託者報酬 :年0.44%(税抜 年0.4%) 受託·販社報酬:年0.0165% (税抜 受託者報酬:年0.014%、販社報酬:年0.001%) 計 :年0.4565%(税抜 年0.415%)
その他費用	信託事務の諸費用、ファンドの監査報酬等の実費は、信託財産中から支弁します。
関係法人	委託会社 :ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社 マザーファンドの運用委託先: マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ

# (ご参考)

( )	
ファンド名	アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券マザーファンド
基本方針および 主要投資対象	主に米国の州・地方政府や公共機関が公共施設の管理や運営等を目的に発行する債券(以下、「レベニュー債」ということがあります。)を主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資態度	<ol> <li>主として米国のレベニュー債に投資し、安定したインカムの確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>原則として、取得時においてS&amp;P、ムーディーズ、フィッチ・レーティングスのうち1社以上の格付機関から投資適格(BBB-/Baa3)以上の格付けが付与された債券を主要な投資対象とします。</li> <li>投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析、発行体の財務分析、バリュエーション分析等を行い、信用リスク、流動性および分散投資に配慮しながら、ポートフォリオを構築します。</li> <li>組入債券(レベニュー債含む)の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>組入債費(レベニュー債含む)の組入比率は、原則として高位を維持します。</li> <li>組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> <li>資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</li> <li>運用にあたっては、マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズに運用の指図にかかる権限を委託します。</li> </ol>
主な投資制限	<ol> <li>債券等への投資割合には制限を設けません。</li> <li>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行ないます。</li> <li>投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</li> <li>デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</li> </ol>
決 算 日	年1回 毎年7月10日(休業日の場合は翌営業日)
関 係 法 人	委託会社 :ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社 運用委託先 :マッコーリー・インベストメント・マネジメント・アドバイザーズ

前記の内容は、今後変更になる場合があります。

ファンド名	明治安田マネープール・マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(追加型/国内/債券)
設 立 日	2011年11月30日
信託期間	無期限
運用の基本方針 と主な投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、 CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とし、安定した収益 の確保を目指して運用を行います。
投資態度	①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円 債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。 ②ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 ③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
決 算 日	原則として、毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬	ありません。
その他費用	ありません。
申込手数料	ありません。
換金手数料	ありません。
関 係 法 人	委託会社:明治安田アセットマネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

前記の内容は有価証券届出書提出日現在の情報に基づくものであり、今後、変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

前記の《組入投資信託証券(投資対象ファンド)の概要》に記載されていない事項についても、 一般社団法人投資信託協会が定めるファンド・オブ・ファンズへの組入投資信託証券(投資対象 ファンド)にかかる要件を満たしております。

## (3)【運用体制】

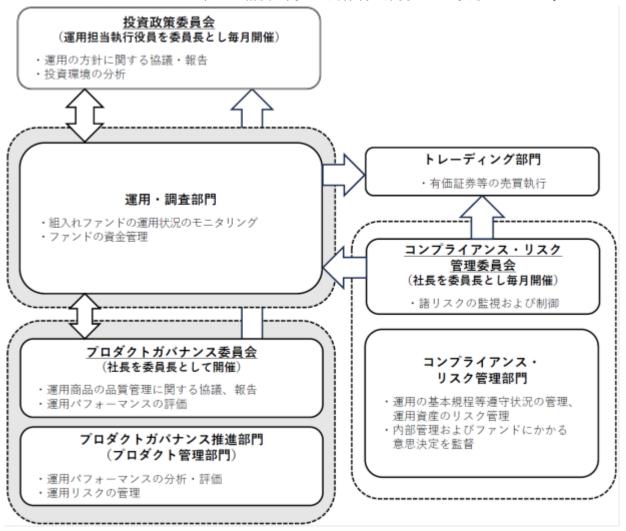
当ファンドの運用体制は以下の通りです。

投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する 検討を行います。

ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。

ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が中心となって行います。

プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



プロダクトガバナンス推進部門(プロダクト管理部門)の人数は5~10名程度です。 コンプライアンス・リスク管理部門の人数は5~10名程度です。

- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

ファンドの運用体制等は、本書提出日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ(https://www.myam.co.jp/)の会社案内から、運用体制に関する情報・運用担当者等に係る事項がご覧いただけます。

### <受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

## (4)【分配方針】

## 収益分配方針

年2回(1月、7月の各25日。決算日が休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に 基づき分配を行います。

- 1.分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。
- 2. 収益分配金額は、信託財産の成長に資することを目的に、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### 収益の分配方式

- 1.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等 に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分 配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

# 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## (5)【投資制限】

< 投資信託約款に基づく投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引の直接利用は行いません。

組入投資信託証券を通じて行うデリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合(当該投資信託の投資制限に同等以上の制限がある場合を含む)に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。有価証券の借入れ

- 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- 2.前1.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3.信託財産の一部解約等の事由により、前2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4.前1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

### 資金の借入れ

- 1.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産 で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財 産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、 資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額 を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

- 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

# <法律等で規制される投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

## (1)ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの**運用により信託財産に生じた運用成果(損益)はすべて投資者の皆さまに帰属します。** 

したがって、<u>投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本</u>を割り込み、損失を被ることがあります。

# 投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

### 値動きの主な要因

### 1. 債券価格変動リスク

債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に 債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基 準価額を下げる要因となります。

# 2. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。

ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が 対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。

為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

## 3. 流動性リスク

有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、 希望する数量を売買できなくなることがあります。ファンドが保有する資産の市場における流動性が 低くなった場合、売却が困難となり、当該資産の本来的な価値より大幅に低い価格で売却せざるを得 ず、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

# 4. 信用リスク

## <レベニュー債>

特定の事業から生じる収入等を元利金の支払い財源としていますので、元利金の支払いの裏付けとなる特定の事業が不振となった場合等には、当該レベニュー債の価格が下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

また、米国地方債にかかる税制が変更された場合等には、米国地方債の価格に影響を与え、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

## <有価証券一般>

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。取引の相手方に債務不履行等が起こった場合、その影響を大きく受け、ファンドの基準価額を大幅に下げる要因となります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# その他の留意点

<u>当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の</u> 適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額

<u>にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが</u> 遅延する可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部 または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

# (2)リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理 状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。

プロダクトガバナンス委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



## <流動性リスク管理体制>

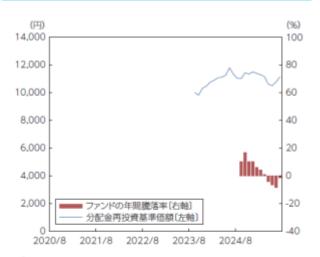
流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクの モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

ファンドのリスク管理体制等は、2025年7月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。

## (3)参考情報

# 当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資 基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出して おり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。) および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基 ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額を

もとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年 間騰落率とは異なる場合があります。

(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

# 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2020年8月~2025年7月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較 できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率 データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもと に計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰 落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。 (注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。した がって、データの個数が異なります。

#### <各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	株式会社JPX総研又は 株式会社JPX総研の関連会社
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ& コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会 社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性 を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の 利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

## <代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。MSCI Inc.は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA - BPI (国債)は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド)は、J.P.Morgan Securities LLC(JPモルガン)が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

### 4【手数料等及び税金】

# (1)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定めた率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。 収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

# (2)【換金(解約)手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.737%(税抜0.67%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分および内容は、次のとおりです。

### < 内訳 >

配分	料率(年率)
委託会社	0.275%(税抜0.25%)
販売会社	0.44%(税抜0.4%)
受託会社	0.022%(税抜0.02%)
投資対象とする 投資信託証券*1	0.4565%(税抜0.415)程度 * 2
実質的な負担*1	1.1935%(税抜1.085%)程度

## < 内容 >

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、法定 書類等の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド の管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託証券	投資対象とする投資信託証券における管理会社・投資顧問会社、受託会 社・事務代行会社、保管銀行等への報酬等
実質的な負担	

- \*1 有価証券届出書提出日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。
- \*2 上記の料率は、投資対象とする投資信託証券の信託報酬となります。また、有価証券の売買手数料、 監査費用、投資信託財産に関する租税等がかかるため、上記の信託報酬を実質的に上回る場合がありま す。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

販売会社への配分については、委託会社が委託者報酬として信託財産から一旦収受した後、販売会社が 行う業務に対する代行手数料として販売会社に支払われます。

上記は、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

# (4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として、監査法人に年0.0055%(税抜0.005%)を支払う他、 有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、その他信託事務に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

個人、法人別の課税の取扱について

- 1. 個人の受益者に対する課税
- < 収益分配金(普通分配金)に対する課税 >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収(申告不要)となります。なお、確定申告による申告分離課税または総合課税を選択することもできます。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金) は課税されません。

税率

20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

- <一部解約時および償還時に対する課税>
  - 一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費を控除した利益)については、 譲渡所得とみなされ、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収ありの特定口 座を選択している場合は、源泉徴収(原則として、確定申告は不要)となります。

税率

20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

## < 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告等により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。以下同じ。)の譲渡益と相殺することができ、上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)および利子所得の金額との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等との譲渡損との相殺が可能となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

# 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率

15.315% (所得税15.315%)

## 個別元本方式について

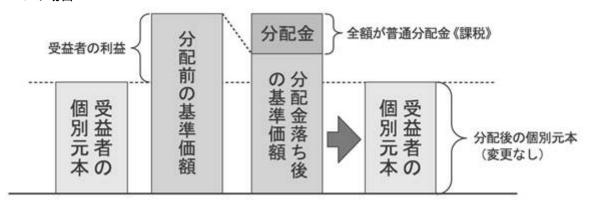
- 1. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本) にあたります。
- 2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつ ど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。同一ファンドを複数の販売会社 で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社 であっても複数支店で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取りコース」と「分 配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の計算が行われる場合があり ます。
- 3. 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本 払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税について

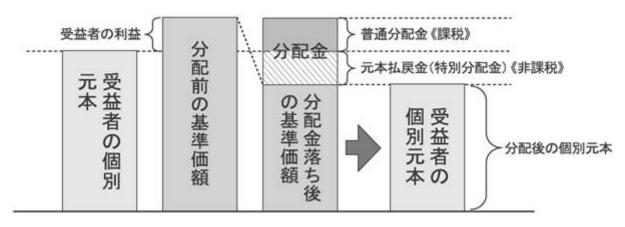
収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」 (受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)があります。

- 1.収益分配金落ち後の基準価額が、当該受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- 2. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が 元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額 が普通分配金となります。なお、収益分配金の発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配 金)を控除した額がその後の受益者の個別元本になります。

#### 1. の場合



## 2. の場合



上記の図はイメージ図であり、個別元本、基準価額および分配金の各水準等を示唆するものではありません。

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「特定非課税管理勘定(成長投資枠)」の対象です。販売会社によって取扱いが 異なる場合があります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

<少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合>

一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出型年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は2025年7月31日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記内容が変更されることがあります。課税上の取扱いの詳細は、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

# (参考情報)ファンドの総経費率

2025年7月31日現在で開示している運用報告書の対象期間における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.24%	0.73%	0.51%

- ※対象期間は2024年7月26日~2025年1月27日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用には、投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用が含まれています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用は計上された期間が異なる場合があります。
- ※当ファンドおよび投資先ファンドについては、入手し得る情報を元に記載しています。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

# 5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。 投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

# (1)【投資状況】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,409,927,221	98.77
親投資信託受益証券	日本	10,027,022	0.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		32,473,896	0.94
合計(純資産総額)		3,452,428,139	100.00

# (2)【投資資産】

# 【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

# イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本		アンカー米国エッセンシャル債券 ファンド (為替ヘッジなし)	3,467,840,152	0.963	3,339,875,958	0.9833	3,409,927,221	98.77
2	日本		明治安田マネープール・マザー ファンド	10,008,007	1.0017	10,025,020	1.0019	10,027,022	0.29

# 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.77
親投資信託受益証券	0.29
合計	99.06

# 【投資不動産物件】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

# 【その他投資資産の主要なもの】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

***	201	純資産総	額(円)	1万口当たり純資産額(円)		
	別	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期計算期間末	(2024年 7月25日)	3,554,963,890	3,652,416,913	10,944	11,244	
第2期計算期間末	(2025年 1月27日)	3,535,275,558	3,600,501,951	10,840	11,040	
第3期計算期間末	(2025年 7月25日)	3,333,825,282	3,392,431,423	10,239	10,419	
	2024年 7月末日	3,670,274,984		11,018		
	8月末日	3,567,360,218		10,729		
	9月末日	3,559,830,423		10,711		
	10月末日	3,655,104,270		11,118		
	11月末日	3,649,859,520		11,027		
	12月末日	3,667,907,427		11,185		
	2025年 1月末日	3,589,944,881		10,874		
	2月末日	3,541,621,727		10,787		
	3月末日	3,495,269,507		10,650		
	4月末日	3,305,728,035		10,130		
	5月末日	3,267,328,009		10,032		
	6月末日	3,349,835,299		10,278		
	7月末日	3,452,428,139		10,450		

# 【分配の推移】

明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 ————————————————————————————————————	2023年 9月29日 ~ 2024年 7月25日	300
第2期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	200
第3期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	180

# 【収益率の推移】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

期 計算期間 収益率(%)
---------------

第1期計算期間	2023年 9月29日~2024年 7月25日	12.44
第2期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	0.88
第3期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	3.88

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の 計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得 た数に100を乗じた数です。

# (4)【設定及び解約の実績】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	2023年 9月29日~2024年 7月25日	3,392,122,386	143,688,265
第2期計算期間	2024年 7月26日~2025年 1月27日	176,898,885	164,013,309
第3期計算期間	2025年 1月28日~2025年 7月25日	62,343,140	67,766,113

(注)第1期計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

# (参考)

# (1)投資状況

明治安田マネープール・マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
特殊債券	日本	561,600,080	67.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		267,954,316	32.30
合計(純資産総額)		829,554,396	100.00

# (2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

明治安田マネープール・マザーファンド

イ.評価額上位銘柄明細

	順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
--	----	------	----	-----	--------------	-------------------	-------------------	-----------	------------------	-----------	------	-----------------

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

1	日本		政府保証第30 回日本政策投資 銀行債券	200,000,000	100.10	200,214,000	99.98		0.425		
2	日本	特殊債券	政府保証第77 回地方公共団体 金融機構債券	200,000,000	100.06	200,120,000	99.97	199,950,000	0.386	2025/10/15	24.10
3	日本	特殊債券	政府保証第89 回地方公共団体 金融機構債券	163,200,000	99.08	161,703,456	99.06	161,674,080	0.005	2026/10/16	19.49

# 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	67.70
合計	67.70

# 投資不動産物件

明治安田マネープール・マザーファンド 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

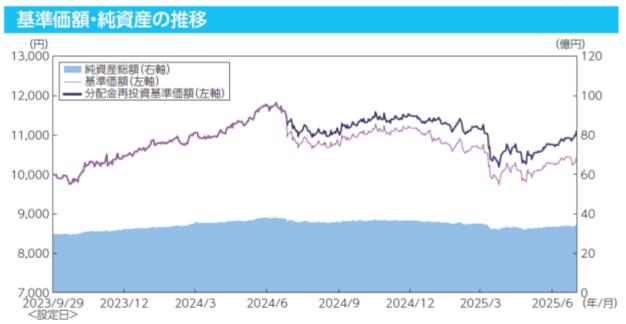
明治安田マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

### 参考情報

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2025年7月31日現在



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

		基準	価	額	10,450円	純	資	産	総	額	34億円
--	--	----	---	---	---------	---	---	---	---	---	------

# 分配の推移

分配金の推移			
2025年7月	180円		
2025年1月	200円		
2024年7月	300円		
_	_		
_	_		
設定来累計	680円		

<sup>※</sup>分配金は、10,000□あたりの税引前の金額

# 主要な資産の状況

# 組入投資信託等

資産の種類	国/地域	投資比率(%)
アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド (為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	日本	98.77
明治安田マネープール・マザーファンド	日本	0.29
その他の資産(負債控除後)	_	0.94
合計(純資産総額)		100.00

<sup>※</sup>投資比率は、純資産総額に対する比率です。

# 【組入上位銘柄】

# アンカー・マッコーリー米国エッセンシャル債券ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	NTE モビリティ・パートナーズ	輸送	1.8
2	オクラホマ州開発金融公社	産業·環境対策	1.7
3	ウィリス・ナイトン・メディカルセンター	病院	1.5
4	パワーサウス電力事業組合	電力	1.5
5	サッター・ヘルス	病院	1.5
6	コモンスピリット・ヘルス	病院	1.5
7	フットヒル・イースタン輸送道路公社	輸送	1.5
8	マウント・ニタニー・メディカルセンター	病院	1.4
9	セントラル テキサス地域モビリティ局	輸送	1.4
10	コモンスピリット・ヘルス	病院	1.4

# 明治安田マネープールマザーファンド

	銘柄名	種類	投資比率(%)
1	政府保証第30回日本政策投資銀行債券	特殊債券	24.11
2	政府保証第77回地方公共団体金融機構債券	特殊債券	24.10
3	政府保証第89回地方公共団体金融機構債券	特殊債券	19.49

<sup>※</sup>投資比率はマザーファンドの対純資産総額比。



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。

※2023年は設定日(2023年9月29日)から年末までの収益率、2025年は7月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

<sup>※</sup>最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

<sup>※</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# 第2【管理及び運営】

# 1【申込(販売)手続等】

## (1)申込受付

申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込日が次に掲げるいずれかに該当する場合には、取得申込の受付は行いません(この場合、収益分配金の再投資にかかる追加申込に限ってこれを受付けるものとします。)。

- 1.申込受付日および申込受付日の翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
- 2. 換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があると委託会社が判断して定める日

# (2)申込単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

取得申込者が販売会社との間で、自動継続投資契約(販売会社により名称が異なる場合があります。) および定時定額購入取引に関する契約等を締結した場合、当該契約に規定する単位とします。

### (3)申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込者は、申込代金(申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額)に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額)を、販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

受益者が自動継続投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、毎計算期間の末日の基準 価額とします。

# (4)申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社の定めた率を乗じて 得た額とします。詳しくは販売会社にお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合、収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

# (5)申込に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付の一部または全部を取消すことがあります。

当ファンドには、収益分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。いずれのコースも販売会社が定めるお申込単位となります。なお、収益分配金の受取方法を途中で変更することはできません。詳しくは販売会社までお問合せください。

販売会社により、どちらか一方のコースのみお取扱いとなる場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの 受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口 数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はありません。

前記において、「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2【換金(解約)手続等】

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。

#### (1)解約方法

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し行うものとします。

# (2)解約受付

一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。ただし、解約申込日が次に掲げるいずれかに該当する場合には、解約申込の受付は行いません。

- 1.申込受付日および申込受付日の翌営業日がニューヨークの銀行の休業日
- 2.換金代金の支払い等に支障をきたす可能性があると委託会社が判断して定める日

### (3)解約単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。

# (4)解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

## (5)信託財産留保額

ありません。

## (6)解約代金の支払い

一部解約金は、受益者の解約請求受付日から起算して6営業日目から、販売会社の本支店、営業所等で支払います。

# (7)解約に関する留意点

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときには、信託約款の規定による一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付の一部または全部を取消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算された価額とします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。 買取請求については、販売会社へお問合わせください。

前記において、「解約」を「換金」ということがあります。

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額により評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日 の前日とします。
親投資信託受益証券	原則として、計算日の基準価額により評価します。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス : https://www.myam.co.jp/

## (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限(2023年9月29日設定)

信託約款の規定に該当する場合は償還となることがあります。

#### (4)【計算期間】

毎年1月26日から7月25日および7月26日から翌年1月25日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

#### (5)【その他】

信託の終了

#### 1. 信託契約の解約

a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、前記a. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d.前記c.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e.前記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f.前記c.からe.までの規定は、前記b.の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、または委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c.からe.までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

### 2.信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 信託約款の 変更等の規定にしたがいます。

#### 3. 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b.前記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 4. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託 契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 5. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務 に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または 受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、また は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、 信託約款の変更等の規定にしたがい、新受 託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任すること はできないものとします。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更等

- 1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2. 委託会社は、前記1.の事項(前記1.の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3. 前記2. の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前記1.から6.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## 公告

- 1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
- 2.前記1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用状況に係る情報の提供

決算時および償還時に、運用報告書を作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。ただし、委託会社は、受益者から当該情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

その他のディスクロージャー資料について

委託会社は、通常、月次の運用レポートを作成する予定であり、販売会社にて入手可能です。また、委託会社のホームページにおいても入手可能です。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる 決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にか かる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または 記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の収益分配金は、原則として税控 除後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日 までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、収益分配金についてその支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースにお申込みされている受益者の収益分配金については、販売会社を通じて、自動継続投資契約に基づき、原則として税控除後、決算日の基準価額で翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに)から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、 その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金(解約)請求する権利を有します。

#### (4)帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

#### (5)反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2025年1月28日から2025年7月25日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

【明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)】

## (1)【貸借対照表】

	第2期 2025年 1月27日現在	第3期 2025年 7月25日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	91,685,055	94,896,967
投資信託受益証券	3,517,600,045	3,299,875,958
親投資信託受益証券	10,004,003	10,025,020
未収利息	1,142	1,181
流動資産合計	3,619,290,245	3,404,799,126
資産合計	3,619,290,245	3,404,799,126
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	65,226,393	58,606,141
未払解約金	5,036,421	-
未払受託者報酬	407,471	366,452
未払委託者報酬	13,242,597	11,909,699
その他未払費用	101,805	91,552
流動負債合計	84,014,687	70,973,844
負債合計	84,014,687	70,973,844
純資産の部		
元本等		
元本	3,261,319,697	3,255,896,724
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	273,955,861	77,928,558
(分配準備積立金)	225,813,686	212,022,010
元本等合計	3,535,275,558	3,333,825,282
純資産合計	3,535,275,558	3,333,825,282
負債純資産合計	3,619,290,245	3,404,799,126

## (2)【損益及び剰余金計算書】

		(十四・门)
	第2期 自 2024年 7月26日 至 2025年 1月27日	第3期 自 2025年 1月28日 至 2025年 7月25日
営業収益		
受取配当金	45,324,139	61,679,924
受取利息	49,278	97,385
有価証券売買等損益	875,885	187,703,070
営業収益合計	46,249,302	125,925,761
三 営業費用		
受託者報酬	407,471	366,452
委託者報酬	13,242,597	11,909,699
その他費用	101,805	91,552
営業費用合計	13,751,873	12,367,703
営業利益又は営業損失( )	32,497,429	138,293,464
経常利益又は経常損失()	32,497,429	138,293,464
当期純利益又は当期純損失( )	32,497,429	138,293,464
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,651,209	1,706,980
期首剰余金又は期首欠損金( )	306,529,769	273,955,861
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,289,914	4,856,653
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	17,289,914	4,856,653
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,483,649	5,691,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	15,483,649	5,691,331
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	-	-
分配金	65,226,393	58,606,141
期末剰余金又は期末欠損金( )	273,955,861	77,928,558
<del>-</del>		·

## (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたって
	は、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準
	ずる価額)、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公
	表する基準価額に基づいて評価しております。
	(2)親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	(1)受取配当金の計上基準
	投資信託受益証券についての受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配を、原則
	として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金を計上しており
	ます。
	(2)有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
3 . その他	当ファンドの計算期間は2025年 1月28日から2025年 7月25日までとなっておりま
	<del>ष</del> ्ठे 。

## (重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	第2期			第3期	
	2025年 1月27日現在			2025年 7月25日現在	
1 .	計算期間の末日における受益権 の総数	3,261,319,697□	1 .	計算期間の末日における受益権 の総数	3,255,896,724□
2 .	1口当たり純資産額	1.0840円	2 .	1口当たり純資産額	1.0239円
	(10,000口当たり純資産額)	(10,840円)		(10,000口当たり純資産額)	(10,239円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第2期			第3期	
	自 2024年 7月26日			自 2025年 1月28日	
	至 2025年 1月27日			至 2025年 7月25日	
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	31,514,639円	Α	費用控除後の配当等収益額	49,430,359円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後	-円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	-円
	の有価証券等損益額			の有価証券等損益額	
С	収益調整金額	48,142,175円	С	収益調整金額	27,746,798円
D	分配準備積立金額	259,525,440円	D	分配準備積立金額	221,197,792円
E	当ファンドの分配対象収益額	339,182,254円	Ε	当ファンドの分配対象収益額	298,374,949円
F	当ファンドの期末残存口数	3,261,319,697□	F	当ファンドの期末残存口数	3,255,896,724□
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,039円	G	10,000口当たり収益分配対象額	916円
Н	10,000口当たり分配金額	200円	Н	10,000口当たり分配金額	180円
I	収益分配金金額	65,226,393円	ı	収益分配金金額	58,606,141円

## (金融商品に関する注記)

## 1.金融商品の状況に関する事項

	第2期	第3期
	自 2024年 7月26日	自 2025年 1月28日
	至 2025年 1月27日	至 2025年 7月25日
1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に 関する法律第2条第4項に定める証券投資 信託であり、信託約款に規定する「運用 の基本方針」に従い、有価証券等の金融 商品に対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立としては運用部門会を設け投資リスク管理を行っておりままに関するでは、市場リスクの管理を行っておりままでは、市場リスクのでは、市場リスクのでは、市場がでは、方がは、がからでは、方がでは、方がでは、方がでは、方がでは、方がでは、方がでは、方がでは、方が	同左
4.金融商品の時価等に関する事項の 補足説明		同左

## 2.金融商品の時価等に関する事項

第2期	第3期
2025年 1月27日現在	2025年 7月25日現在
貸借対照表上の金融商品は原則としてす べて時価で評価しているため、貸借対照	同左
表計上額と時価との差額はありません。	

1	1	万叫此为我口首(为自汉县口引
2 . 時価の算定方法	有価証券	有価証券
	売買目的有価証券	売買目的有価証券
	「重要な会計方針に係る事項に関する注	同左
	記」に記載しております。	
	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債
	務	務
	これらの科目は短期間で決済されるた	同左
	め、帳簿価額は時価と近似していること	
	から、当該帳簿価額を時価としておりま	
	す。	

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

	第2期	第3期	
	自 2024年 7月26日	自 2025年 1月28日	
種類	至 2025年 1月27日	至 2025年 7月25日	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
投資信託受益証券	27,657	186,753,105	
親投資信託受益証券	5,004	21,017	
合計	32,661	186,732,088	

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第2期	第3期		
自 2024年 7月26日	自 2025年 1月28日		
至 2025年 1月27日	至 2025年 7月25日		
該当事項はありません。	同左		

(その他の注記) 元本の移動

	第2期	第3期	
	自 2024年 7月26日	自 2025年 1月28日	
	至 2025年 1月27日	至 2025年 7月25日	
期首元本額	3,248,434,121円	3,261,319,697円	
期中追加設定元本額	176,898,885円	62,343,140円	

EDINET提出書類

明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

期中一部解約元本額 164,013,309円 67,766,113円

## (4)【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	アンカー米国エッセンシャル債券ファンド ( 為替 ヘッジなし )	3,426,662,470	3,299,875,958	
投資信託受益証	<b>垮 合計</b>	3,426,662,470	3,299,875,958	
親投資信託受益 明治安田マネープール・マザーファンド 証券		10,008,007	10,025,020	
親投資信託受益語	正券 合計	10,008,007	10,025,020	
合計		3,436,670,477	3,309,900,978	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考)

当ファンドは「明治安田マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## 明治安田マネープール・マザーファンド

## 貸借対照表

	(単位:円)_
	2025年 7月25日現在
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	267,337,560
特殊債券	561,512,480
未収利息	568,074
前払費用	1,922
流動資産合計	829,420,036
資産合計	829,420,036
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	827,991,325
剰余金	
剰余金又は欠損金( )	1,428,711
元本等合計	829,420,036
純資産合計	829,420,036
負債純資産合計	829,420,036

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券
	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価
	格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記) 該当事項はありません。

## (その他の注記)

	2025年 7月25日現在		
1.	元本の移動		
	期首	2025年 1月28日	
	期首元本額	836,306,501円	
	期末元本額	827,991,325円	
	期中追加設定元本額	10,764,172円	
	期中一部解約元本額	19,079,348円	
	元本の内訳		
	東洋ベトナム株式ファンド2021	4,998,501円	
	東洋ベトナム株式オープン	500,201円	
	明治安田NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド2022 - 12(限定追加型)	10,007,005円	
	明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-02(限 定追加型)	10,009,009円	
	明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-06(限 定追加型)	10,007,005円	
	明治安田NB世界好利回り事業債ファンド2023-07(限定追 加型)	10,009,009円	
	明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)	10,008,007円	
	明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-12(限 定追加型)	10,007,005円	
	明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2024-03(限 定追加型)	10,012,016円	
	ダルトン・ジャパン・パートナー戦略ファンド	5,003,002円	
	明治安田グローバル債券 / バイ・ザ・ディップ戦略ファンド202 5-06	9,984,026円	
	明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランス P ファン ド(適格機関投資家私募)	737,446,539円	
2 .	1口当たり純資産額	1.0017円	
	(10,000口当たり純資産額)	(10,017円)	

## (注)\*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

## 第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

## (2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	政府保証第30回日本政策投資銀行債券	200,000,000	199,974,000	
	政府保証第77回地方公共団体金融機構債券		199,946,000	
	政府保証第89回地方公共団体金融機構債券		161,592,480	
	合計		561,512,480	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】 (2025年7月31日現在)

## 【純資産額計算書】

明治安田米国レベニュー債オープン (為替ヘッジなし)

資産総額	3,452,840,156円
負債総額	412,017円
純資産総額( - )	3,452,428,139円
発行済口数	3,303,710,588□
1口当たり純資産額( / )	1.0450円
(1万口当たり純資産額)	(10,450円)

## (参考)

## 純資産額計算書

明治安田マネープール・マザーファンド

資産総額	829,554,396円
負債総額	Pi
純資産総額( - )	829,554,396円
発行済口数	827,991,325□
1口当たり純資産額( / )	1.0019円
(1万口当たり純資産額)	(10,019円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1)名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合 または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その 他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式 受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受 益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (4)受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託 会社および受託会社に対抗することができません。

## (5)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再 分割できるものとします。

#### (6)質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法 その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金の額

本書提出日現在の資本金の額: 10億円

会社が発行する株式総数: 33,220株

発行済株式総数: 18,887株

<過去5年間における資本金の額の推移> 該当事項はありません。

## (2)委託会社の機構

#### 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

#### 投資運用の意思決定機構

- 1.投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- 2.ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- 3.ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、プロダクトガバナンス推進部(プロダクト管理グループ)が中心となって行います。
- 4. プロダクトガバナンス委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門 にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)およびその受益権の募集又は私募(第二種金融商品取引業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	150 本	1,749,651,796,715 円
	単位型	22 本	406,853,634,574 円
公社債投資信託	単位型	17 本	25,261,896,399 円
合計		189 本	2,181,767,327,688 円

## 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

## 2.監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
\ <i>m</i> →	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,955,345	9,552,621
前払費用	173,318	234,646
未収委託者報酬	1,835,703	1,826,296
未収運用受託報酬	431,223	405,189
未収投資助言報酬	9,464	2,915
その他	8,832	4,723
流動資産合計	11,413,886	12,026,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 <sub>557,378</sub>	<sup>1</sup> 507,278
器具備品	<sup>1</sup> 241,461	<sup>1</sup> 163,332
建設仮勘定	-	5,198
有形固定資産合計	798,839	675,809
無形固定資産		
ソフトウェア	241,134	184,197
ソフトウェア仮勘定	2,431	-
無形固定資産合計	243,565	184,197
投資その他の資産		
投資有価証券	3,966	1,913
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	3,658	1,624
前払年金費用	474,192	505,299
繰延税金資産	6,588	-
投資その他の資産合計	788,405	808,836
固定資産合計	1,830,811	1,668,843
資産合計	13,244,698	13,695,236

(単位	:	千円)	

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,536,275	2,114,281
未払金	1,152,842	1,123,545
未払手数料	694,754	719,561
その他未払金	458,087	403,984
未払費用	53,232	46,646
未払法人税等	253,325	196,044
未払消費税等	122,386	116,556
賞与引当金	191,394	196,498
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	3,313,856	3,797,972
固定負債		
資産除去債務	229,016	229,506
繰延税金負債	-	28,269
固定負債合計	229,016	257,775
負債合計	3,542,873	4,055,748
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,012,023	1,949,722
利益剰余金合計	5,104,024	5,124,763
株主資本合計	9,701,848	9,639,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23	59
評価・換算差額等合計	23	59
純資産合計	9,701,824	9,639,487
負債・純資産合計	13,244,698	13,695,236
	·	·

## (2)【損益計算書】

		(単位:千円) 当事業年度
	(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,393,214	8,777,428
受入手数料	40,555	45,394
運用受託報酬	2,510,105	2,378,824
投資助言報酬	59,261	21,832
その他収益	12,000	12,000
営業収益合計	11,015,136	11,235,478
営業費用		
支払手数料	2,517,590	2,660,380
広告宣伝費	41,242	36,916
公告費	1,000	450
調査費	2,550,720	2,547,977
調査費	1,131,594	1,225,558
委託調査費	1,419,125	1,322,418
委託計算費	484,829	494,351
営業雑経費	136,903	121,497
通信費	17,625	15,212
印刷費	100,775	86,903
協会費	10,503	11,119
諸会費	7,999	8,261
営業雑費	0	0,231
当業費用合計 	5,732,285	5,861,573
ョ来真のロロ 一般管理費	3,732,203	3,001,070
給料	2,200,486	2,198,223
役員報酬	93,407	102,855
給料・手当	1,645,768	1,587,532
賞与	429,004	475,077
その他報酬給与	32,306	32,758
賞与引当金繰入	191,394	157,354
法定福利費		
	347,614	354,122
福利厚生費	41,992	35,350
交際費	2,434	3,048
寄付金	23,204	39,333
旅費交通費	20,599	18,859
租税公課	77,990	77,795
不動産賃借料	446,030	444,213
退職給付費用	169,112	42,092
固定資産減価償却費	199,671	206,057
事務委託費	514,821	507,633
諸経費	71,350	68,448
一般管理費合計	3,968,479	4,152,535
営業利益	1,314,371	1,221,369

-	**************************************	火毒光左应
	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
W SIG ( L. IIII ) /	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
営業外収益		
受取利息	98	5,793
受取配当金	41	160
投資有価証券償還益	330	128
保険契約返戻金・配当金	<sup>1</sup> 2,098	<sup>1</sup> 2,155
雑益	1,095	
営業外収益合計	3,663	10,036
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	7
投資有価証券償還損	215	173
為替差損	766	524
雑損失	2,125	268
営業外費用合計	3,107	973
経常利益	1,314,926	1,230,432
特別損失		
減損損失	-	<sup>2</sup> 14,968
税引前当期純利益	1,314,926	1,215,464
法人税、住民税及び事業税	331,791	329,874
法人税等調整額	70,102	34,874
法人税等合計	401,893	364,748
当期純利益	913,033	850,715

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

				(		
	株主資本					
	資本金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	貝	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の						
当期変動額 ( 純額 )						
当期変動額合計	-	-	ı			
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		

	株主資本						
		その他利	益剰余金	利益剰余金	株主資本		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益	利益制示並 合計	合計		
		<b>加</b> 少恨 立 立	剰余金				
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377		
当期変動額							
剰余金の配当			407,562	407,562	407,562		
当期純利益			913,033	913,033	913,033		
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	1	505,471	505,471	505,471		
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848		

	評価・掺		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	395	395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の	371	371	371
当期変動額 ( 純額 )	3/1	3/1	3/1
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	23	23	9,701,824

## 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

				( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	株主資本					
	次十合	資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		
当期変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
株主資本以外の項目の						
当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	-	1	1	-		
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783		

	株主資本						
		その他利	益剰余金	刊兴副仝仝	株主資本		
	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	合計		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848		
当期変動額							
剰余金の配当			913,016	913,016	913,016		
当期純利益			850,715	850,715	850,715		
株主資本以外の項目の							
当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	-	-	62,300	62,300	62,300		
当期末残高	83,040	3,092,001	1,949,722	5,124,763	9,639,547		

	評価・換		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	23	23	9,701,824
当期変動額			
剰余金の配当			913,016
当期純利益			850,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	36	36	36
当期変動額合計	36	36	62,337
当期末残高	59	59	9,639,487

#### [注記事項]

#### (重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- 2. 固定資産の減価償却方法
  - (1)有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年~18年

器具備品 3年~20年

(2)無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法 を採用しております。

- 3. 引当金の計上基準
  - (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
  - (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
- 4. 重要な収益及び費用の計上基準

投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた 料率を乗じた金額を収益として認識しています。

#### (貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度				
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)				
建物	167,991千円	218,091千円				
器具備品	326,602千円	398,589千円				

#### (損益計算書関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度	 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,098千円	2,155千円

#### 2 減損損失関連費用

当社は次の資産グループについて減損損失を計上しました。

ソフトウエア	14,968千円
	, ,

当社はすべての資産を一体としてグルーピングをしておりますが、2025年1月14日の経営会議における一部システムの解約の決議に伴い、当該システム利用に付随する資産については、別途グルーピングを実施しております。

当該資産グループは当該システムの解約が決定したことに伴い、除去が決定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当該資産グループの回収可能価額は他の転用や売却が困難であることから0円としております。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

## 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

- 2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。
- 3.新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	850,708,254円	45,042円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月27日

#### (リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年内	476,805	455,285
1年超	158,935	1,965,429
合計	635,740	2,420,715

#### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で 運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を 省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及 びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略してお ります。

#### 前事業年度 (2024年3月31日)

	1 /		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	3,966	3,966	-
(2)長期差入保証金	300,000	270,690	29,309
資産計	303,966	274,656	29,309

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

1 5 K 1 2 ( = = = 1 6) 30 F	<b>-</b> /		
	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)投資有価証券			
その他有価証券	1,913	1,913	-
(2)長期差入保証金	300,000	253,900	46,099
資産計	301,913	255,813	46,099

## (注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

#### 前事業年度 (2024年3月31日)

	1 年以内 ( 千円 )	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 1 0 年以内 (千円)	10年超(千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	•	300,000	•	-
合計	-	300,000	3,008	-

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

	1 年以内 ( 千円 )	1 年超 5 年以内 ( 千円 )	5 年超 1 0 年以内 (千円)	10年超(千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	1	-	970	-
長期差入保証金	-	-	300,000	-
合計	-	-	300,970	-

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した

時価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

## 前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

#### 当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他の有価証券	-	1,913	-	1,913	
資産計	-	1,913	-	1,913	

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

#### 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

## 前事業年度 (2024年3月31日)

(単位:千円)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

## 当事業年度 (2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	時価					
	レベル1	レベル1 レベル2 レベル3				
長期差入保証金	-	-	253,900	253,900		
資産計	-	-	253,900	253,900		

## (注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前事業年度 (2024年3月31日)

Γ.Λ.	貸借対照表計上額	取得原価	差額
区分	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	=	-	-
債券	=	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	245
小計	2,755	3,000	245
合計	3,966	4,000	33

#### 当事業年度(2025年3月31日)

Γ.Λ.	貸借対照表計上額	取得原価	差額
区分	(千円)	(千円)	(千円)
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原			
価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,913	2,000	87
小計	1,913	2,000	87
合計	1,913	2,000	87

#### 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
		(千円)	(千円)	(千円)
Γ	その他(投資信託)	992	-	7

# 3.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	231,980	千円
退職給付費用	169,112	//
退職給付の支払額	-	//
制度への拠出額	73,100	//
前払年金費用の期末残高	474,192	//

## (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円	
年金資産	1,292,266	"	
	474,465	"	
非積立型制度の退職給付債務	273	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	
前払年金費用	474,192	"	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	474,192	"	

#### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

169,112 千円

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。 なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払 年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

#### 2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	474,192	千円	
退職給付費用	42,092	"	
退職給付の支払額	-	"	
制度への拠出額	73,199	"	
- 前払年金費用の期末残高	505,299	"	_

#### (2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	784,075	千円
年金資産	1,289,647	"
	505,572	"
非積立型制度の退職給付債務	273	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"
前払年金費用	505,299	"
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	505,299	"

#### (3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

42,092 千円

#### (ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

#### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度		当事業年度	
	(2024年3月31日	(2024年3月31日)		])
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	58,605	千円	60,357	千円
未払事業税	18,407	<i>''</i>	12,282	"
資産除去債務	70,124	<i>''</i>	72,340	"
ソフトウェア	88,151	<i>''</i>	72,897	"
未払賃借料	10,592	<i>''</i>	-	"
その他	30,106	<i>"</i>	36,191	"
繰延税金資産小計	275,987	//	254,068	"
評価性引当額	70,124	"	72,340	"
繰延税金資産合計	205,863	//	181,728	"
繰延税金負債				
資産除去費用	54,076	<i>''</i>	50,727	"
前払年金費用	145,197	"	159,270	"
繰延税金負債合計	199,274	<i>II</i>	209,997	"
繰延税金資産の純額	6,588	<i>II</i>	28,269	"

- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が 法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。
- 3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」(令和5年法律第69号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.62%から、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により繰延税金資産は1,579千円増加、繰延税金負債は5,862千円増加し、法人税等調整額も4,283千円増加しております。

#### (持分法損益等)

該当事項はありません。

#### (企業結合等関係)

該当事項はありません。

#### (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

## 2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

#### 3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2023年	4月1日	(自 2024年4月	1日
	至 2024年	3月31日)	至 2025年3月	31日)
	228,52	7 千円	229,016	 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- //	-	<i>''</i>
時の経過による調整額	48	9 "	490	<i>"</i>
資産除去債務の履行による減少額		- "	-	<i>II</i>
期末残高	229,01	6 "	229,506	

#### (賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

#### (収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項(重要な会計方針)の4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

#### (セグメント情報等)

[セグメント情報] ´ 当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### [関連情報]

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 前事業年度

1.製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの 営業収益の記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はあ りません。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,777,428	45,394	2,378,824	21,832	12,000	11,235,478

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

#### 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

<u> 則事業年</u>	<u> </u>	023年4月1	日 至 2	024年3	月31日)					
種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険	東京都 千代田区 丸の内	50,000	生命保険	(被所有) 直接	資 産 運 用 の 提供(商 及 が しょう ひが しょう しょう しょう はん かい ひ で しょう はん かい	運用 受託 報酬	523,182	未収 運用 受託 報酬	299,061
	相互会社	2-1-1		業	100	販売、及び役員の兼任	支払 手数 料	592,043	未払 手数 料	204,453

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業 の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引 の 内容	取引金額(千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	明治安田 生命保険 相互会社	東京都 千代田区 丸の内	-	生命保険	(被所有) 直接	資 産 運 用 サービスの 提供、当社	運用 受託 報酬	503,648	未収 運用 受託 報酬	268,290
	相互会社	2-1-1		業	100	提供、当社 投信商品の 販売	支払 手数 料	648,559	未払 手数 料	230,821

(注1)取引条件ないし取引条件の決定方針等 運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。 (注2)上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社(非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	513,677円38銭	510,376円85銭	
1株当たり当期純利益金額	48,341円91銭	45,042円38銭	

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりませ
  - ん。 2.算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

	前事業年度	当事業年度
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	9,701,824	9,639,487
普通株式に係る純資産額(千円)	9,701,824	9,639,487
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数(株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	18,887	18,887

1株当たり当期純利益金額

	前事業年度	当事業年度		
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日		
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
当期純利益(千円)	913,033	850,715		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-		
普通株式に係る当期純利益(千円)	913,033	850,715		
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887	18,887		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が 禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しく は取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定 めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用 財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれの あるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2)訴訟事件その他の重要事項 該当事項はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1)受託会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融 機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営 法)に基づき信託業務を営んでいます。

## (2)販売会社

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
株式会社愛媛銀行	21,367	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
めぶき証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引 業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	980,000	保険業法に基づき、生命保険業を営んでいま す。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額は「基金」および「基金償却積立金」の合計額です。

#### 2【関係業務の概要】

## (1)受託会社

受託銀行として、ファンドの信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡、その他付随する業務等を行います。なお、受託会社は、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

## (2)販売会社

ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、受益者に対する運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

## (1)受託会社

該当事項はありません。

## (2)販売会社

販売会社である明治安田生命保険相互会社は、委託会社の株主であり、その保有株は18,887株(持株 比率100.00%)です。

[参考情報:再信託受託会社の概要] 名称、資本金の額および事業の内容

(2025年3月31日現在)

名称	資本金の額 (百万円)	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

## 関係業務の概要

受託会社との信託契約(再信託契約)に基づき、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理)を委託され、その事務を行うことがあります。

#### 資本関係

該当ありません。

EDINET提出書類 明治安田アセットマネジメント株式会社(E12448) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## 第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドの書類は以下の通り提出されております。 2025年 4月24日 有価証券報告書、有価証券届出書

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 小林広樹

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性

があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれ る場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じ て、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに 対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、 意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連す る内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別 した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその 他の事項について報告を行う。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係 はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長澤 茂宣業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田米国レベニュー債オープン(為替へッジなし)の2025年1月28日から2025年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田米国レベニュー債オープン(為替ヘッジなし)の2025年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、 当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表 示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及 び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤認による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。